

## 宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項，第2項及び第4項の規定により，平成23年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成23年9月6日

宮城県監査委員	内	海	太
宮城県監査委員	佐	々	木
宮城県監査委員	遊	佐	勘
宮城県監査委員	工	藤	鏡

### 1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
地方機関	
環境生活部	
原子力センター	4月14日
動物愛護センター	4月14日
経済商工観光部	
宮城障害者職業能力開発校	4月14日
教育庁	
特別支援教育センター	6月29日
船岡支援学校	6月24日
角田支援学校	6月24日
石巻支援学校	6月23日

### 2 監査結果

平成22年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて，特に意を用いて行いました。

その結果，公表すべき指摘事項は認められませんでした。